

Press Release

島 根 労 働 局 発 表 平成27年 9月30日

担

島根労働局労働基準部賃金室

賃金室長北尾正樹室長補佐金坂正也賃金指導官大塚仁志

当

Tel 0852 - 31 - 1158

毎年10月は中小企業退職金共済制度の「加入促進月間」です

一従業員の福祉の増進を図るため、国の退職金共済制度への加入を
促進します—

毎年10月は、中小企業退職金共済制度(中退共制度)の運営主体である独立行政法人勤労者退職金共済機構が加入促進強化月間と定め、制度への加入促進活動や履行確保活動を実施することとしておりますが、島根労働局におきましても次の取組を実施します。

1 加入促進強化月間実施期間

平成27年10月1日(木)から10月31日(土)までの1か月間

2 取組内容

- (1) 地方公共団体や関係団体を通じた周知広報 地方公共団体や関係団体の発行する広報誌による周知広報
- (2) 事業主団体などを通じた周知広報 リーフレットを、関係機関や事業主団体を通じて事業主などへ配布(別添 リーフレット「中小企業退職金共済制度」参照)

中小企業退職金共済制度について

1 中小企業退職金共済制度について

中小企業退職金共済制度(中退共制度)とは、独力では退職金制度を設けることが困難な中小企業に対して、事業主の相互共済の仕組みと国の援助によって設けられた国の退職金制度のことです(運営は勤労者退職金共済機構です。)。

一般の中小企業を対象とする「一般の中小企業退職金共済制度(略称「中退共」)」 と、期間雇用従業者を対象とした「特定業種退職金共済制度(建設業退職金共済制度(略称「建退共」)、清酒製造業退職金共済制度(略称「清退共」)、林業退職金共済制度(略称「林退共」))」があります。(別添資料「国の退職金制度(中退共、建退共、清退共、林退共)はここをチェックです」参照)

2 中退共制度の意義について

(1)制度の意義

中小企業においては、未だ退職金制度が十分に普及しているとは言い難い状況 にあり、退職金制度が確立されることにより優秀な労働力の確保等を通じた中小 企業の経営基盤の充実を図る意味において、中退共制度の普及が重要と考えられ る。

(2) 安心して働くことのできる環境整備

退職金は、退職後の生活の安定に大きく寄与するものであることから、中退共制度に加入している中小企業の従業員は、退職後の生活を心配することなく、安心して働くことができるとともに、このことより、中小企業における人材の確保・定着が図られ、雇用の安定につながるものである。

(3) 労働条件の確保・改善

賃金の支払の確保等に関する法律第5条では、中退共制度の加入事業主は退職 手当の保全措置を講ずる必要がないとされており、退職手当の保全措置としては、 中小企業にとって最も効果的で安全な措置である。

3 中退共制度のメリットについて

- (1) 新規に加入する事業主や、2万円未満の掛金月額を増額する事業主に対して、 国の掛金助成があること
- (2) 税制上の優遇措置があること
- (3) 42 月を超える掛金があると、運用利回りがあること
- (4) 社外積立型であり、管理が簡単であること
- (5) 短時間労働者及び家族従業員も加入可能であること

4 島根県内の加入状況について

島根県内の中退共制度の加入事業所数は次のとおりです。

年	月	平成25年3月末	平成26年3月末	平成27年3月末
共済契約者		2,684 社	2,698 社	2,697 社

※ 平成24年経済センサスによると、島根県の事業所数は37,225事業所であり、 平成27年3月末現在の加入事業所の比率は7.2%となっています(全国平均は6.3%)。

また、平成27年3月末現在の全国の加入事業所数は361,914事業所であり、島根県内の事業所の比率は0.7%となっています。

5 独立行政法人勤労者退職金共済機構について

中小企業退職金共済制度の説明を希望される中小企業事業主の方には、勤労者退職金共済機構が各都道府県に配置している普及推進員等から直接説明を受けることもできます。

(参考) ○独立行政法人勤労者退職金共済機構について

https://www.taisyokukin.go.jp/index.html

○中小企業退職金共済制度について

中小企業退職金共済事業本部

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1

203-6907-1234

https://www.taisyokukin.go.jp/seido/seido01.html